

各種計画等一覧

一宮市

(令和4年4月1日現在)

各課で保有する各種計画の概要一覧

目 次

部課名		計画等の名称	整理番号
部	課 [外線番号]		
総合政策部	政策課 [28-8952]	第7次一宮市総合計画	1
		新市建設計画	2
		第3次一宮市男女共同参画計画	3
		第2期一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略	4
	市民協働課 [28-8671]	第11次一宮市交通安全計画	5
	危機管理課 [28-8959]	一宮市地域防災計画	6
		一宮市国民保護計画	7
		一宮市業務継続計画(BCP)【地震対策計画】	8
		一宮市業務継続計画(BCP)【新型コロナウイルス編】	9
		一宮市地域強靱化計画	10
	危機管理課 [28-8959] (市民健康部)保健予防課 [52-3854]	一宮市新型インフルエンザ等対策行動計画	11
		一宮市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)	12
総務部	デジタル推進室 [28-8670]	一宮市官民データ活用推進計画	13
	行政課 [28-8956]	一宮市行財政改革大綱	14
	人事課 [28-8953]	一宮市特定事業主行動計画	15
		一宮市障害者活躍推進計画	16
		一宮市監査事務局障害者活躍推進計画	
		一宮市議会事務局障害者活躍推進計画	
一宮市教育委員会障害者活躍推進計画			
一宮市病院事業部障害者活躍推進計画			
一宮市上下水道部障害者活躍推進計画			
一宮市消防本部障害者活躍推進計画			
財務部	財政課 [28-8960]	一宮市中期財政計画	17
	資産経営課 [28-8961]	一宮市公共施設等総合管理計画	18
		施設のあり方計画(一宮市公共施設 個別施設計画) (計画は各部において策定)	19
市民健康部	保険年金課 [28-8669] 保健総務課 [72-1153] 健康支援課 [52-3858]	第2期一宮市国民健康保険データヘルス計画(含 第3期 一宮市特定健康診査等実施計画)	20
	保健総務課 [52-3851]	第2次健康日本21いちのみや計画	21
		一宮市自殺対策行動計画	22
	保健衛生課 [52-3857]	令和4年度一宮市食品衛生監視指導計画	23

部課名			整理番号
部	課 [外線番号]	計画等の名称	
福祉部	障害福祉課 [85-7698]	第3次一宮市障害者基本計画(含第6期一宮市障害福祉計画、第2期一宮市障害児福祉計画)	24
	高年福祉課 [28-9151] 介護保険課 [28-9018]	第8期一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画) ～思いやりライフ21プラン～	25
子ども家庭部	子育て支援課 [28-9022]	第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画	26
	保育課 [28-9024]	一宮市保育所等施設総合管理計画	27
環境部	環境政策課 [45-9953]	第2次一宮市環境基本計画	28
		いちのみや気候変動対策アクションプラン2030	29
		一宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 「第5次エコアクション一宮」	30
	廃棄物対策課 [45-5374] 施設管理課 [48-5383]	一般廃棄物処理基本計画	31
	廃棄物対策課 [45-5374]	一般廃棄物処理実施計画	32
		一宮市循環型社会形成推進地域計画(第3期)	33
廃棄物対策課 [45-5374] 収集業務課 [45-7004] 施設管理課 [48-5383]	一宮市災害廃棄物処理計画	34	
活力創造部	農業振興課(農政G) [28-9135]	一宮市農業振興地域整備計画	35
	農業振興課(農産G) [28-9136]	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	36
	図書館管理課 [72-2343]	一宮市子ども読書活動推進計画(第4次)	37
まちづくり部	都市計画課 (都市計画・広域事業G) [28-8632]	一宮市都市計画に関する基本的な方針 (一宮市都市計画マスタープラン)	38
		一宮市立地適正化計画	39
	地域交通課 (交通政策G) [28-8955]	第2次一宮市公共交通計画	40
	地域交通課 (安全施設・自転車G) [85-7438]	一宮市自転車活用推進計画	41
		一宮市道路附属物保全計画	42
		一宮市通学路交通安全プログラム	43
	公園緑地課(整備G) [28-8635]	一宮市緑の基本計画	44
公園緑地課(緑化・景観G) [28-8636]	一宮市景観基本計画	45	
	一宮市景観計画	46	

部課名			整理番号
部	課 [外線番号]	計画等の名称	
建築部	住宅政策課(対策G) [85-7010]	一宮市建築物耐震改修促進計画(改定版)	47
		一宮市空家等対策計画	48
	住宅政策課(居住支援G) [85-7011]	一宮市住宅マスタープラン	49
		一宮市公営住宅等長寿命化計画	50
建設部	維持課(橋梁保全G) [85-7534]	一宮市橋梁保全計画	51
		一宮市横断歩道橋保全計画	52
	道路課(舗装G) [28-8640]	一宮市舗装管理計画	53
	道路課(街路G) [28-9144]	一宮市無電柱化推進計画	54
	治水課 [28-8642]	一宮市総合治水計画(改訂版)	55
教育部	学校教育課 [85-7073]	一宮市学校教育推進プラン	56
	学校給食課 [28-8650]	一宮市学校給食共同調理場整備基本計画	57
		(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営計画	58
上下水道部	計画調整課 [28-8623]	一宮市公共下水道事業計画	59
		五条川右岸流域関連一宮市公共下水道事業計画	60
		日光川上流流域関連一宮市公共下水道事業計画	61
		一宮市水道事業計画	62

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概要	変更・修正の時期
1	総合政策部 政策課 (28-8952)	第7次一宮市総合計画	一宮市自治基本条例第10条	平成29年12月	平成30年～令和9年度	<p>○目的・性格： 本市の特長・強みや社会潮流を踏まえ、総合的・計画的に行政経営を進めるための、最も根幹となる計画として策定。</p> <p>○内容： 将来像 ⇒「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」 5つのプラン ⇒ 長期的な展望で本市が行うべきことを5点に集約したもの。 ・Plan1 健やかにいきる ・Plan2 快適にくらす ・Plan3 安全・安心を高める ・Plan4 活力を生みだす ・Plan5 未来の人財を育てる 2つのマネジメント ⇒ 計画を推進していくための共通基盤 ・Management1 人を呼び込む～シティプロモーション～ ・Management2 持続可能で未来につなげる</p> <p>○構成： 「基本構想(10年間)」、「基本計画(前期5年・後期5年)」、「実施計画(毎年作成)」の3層で構成。</p>	計画最終年度
2	総合政策部 政策課 (28-8952)	新市建設計画	市町村の合併の特例に関する法律第6条	平成16年7月 令和3年3月改定	平成17年～令和7年度	<p>○目的： 合併後における新市のまちづくりの方向性を定めるために策定。</p> <p>○性格： 新市の速やかな一体性の確立と、地域の個性を生かした均衡ある発展、住民福祉の向上を図る上で、根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載したものの。</p> <p>○内容： 基本理念⇒「安心」「元気」「協働」 将来像 ⇒「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」 基本方針⇒①健やかでいきいきと暮らせるまちづくり ②自然と共生する快適なまちづくり ③たくましい産業が躍動するまちづくり ④個性を育む教育・文化のまちづくり ⑤活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり ⑥市民と行政の協働が織りなすまちづくり ⑦分権時代に生きる自立したまちづくり</p>	—
3	総合政策部 政策課 (28-8952)	第3次一宮市男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第14条第3項	平成31年3月	令和元年～5年度	<p>○目的： 男女共同参画社会の形成をめざして策定。</p> <p>○性格： 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、家庭、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や社会参画の促進に努めるよう、種々の施策を掲載したものの。</p> <p>○内容： 基本理念⇒男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上 基本目標2 女性の活躍できる環境づくり 基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進 基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり 基本目標5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶(DV対策基本計画)</p>	計画最終年度
4	総合政策部 政策課 (28-8952)	第2期一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項	令和2年3月	令和2年～6年度	<p>○目的、性格 人口減少や地域経済の縮小といった課題を克服し、活力あるまちを維持・発展させるため、人口の将来展望(人口ビジョン)達成に向けた取り組みをまとめたもの。</p> <p>○内容 ・サブタイトル⇒ 「トカイナカ」で子育てにやさしく安心して暮らせるまち ～木曾川が育む自然と名古屋から10分の利便性を活かしたまちづくり～ ・第1部人口ビジョン⇒2060年の市総人口 約34万人をめざす。 ・第2部総合戦略⇒ 基本目標1:「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と子どもが健やかに学べるまち」をつくる 基本目標2:「都会の利便性と田舎ののどかさが織りなす、暮らしたくなるまち」をつくる 基本目標3:「一宮らしさをアピールし、ひとが集まる魅力あるまち」をつくる 基本目標4:「企業誘致や既存産業の活性化により新たなしごとを創り、働く力を育むまち」をつくる 基本目標5:「安心して快適に暮らせるまち」をつくる</p>	—
5	総合政策部 市民協働課 (28-8671)	第11次一宮市交通安全計画	交通安全対策基本法	令和4年2月	令和3年～令和7年度	<p>○目的： 市民の交通安全や道路環境の整備等の施策を推進し、交通死亡事故をなくすとともに交通事故件数も減少させることを目的として策定。</p> <p>○性格： 令和3年度から令和7年度までの5年間に構すべき一宮市における交通安全に関する施策の大綱を定めたもの。</p> <p>○内容： 講じようとする施策 ・交通安全教育の推進 ・安全運転の確保 ・道路交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・自転車の安全利用の推進と利用環境の整備</p>	計画最終年度の翌年度
6	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市地域防災計画(附属資料あり)	災害対策基本法第42条	昭和38年度策定修正(令和4年3月)	永年	<p>○目的： 市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。</p> <p>○性格： ①市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、市及び防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。②各防災関係機関が実施計画の作成等により具体化を図るものとするが、市をとりまく諸条件の変化を見極め、毎年検討し必要に応じて修正を加える等、その弾力的な運用を図る。</p> <p>○内容： ①一宮市、愛知県、市域</p>	毎年

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期期	計画期間	概要	変更・修正の時期
7	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条	平成19年3月策定 修正(令和3年12月)	永年	○目的: 武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済活動に及ぼす影響を最小とするため、避難、救援、武力攻撃災害への対処措置などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。 ○性格: ①市民の生命、身体及び財産を守るため、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護を総合的に推進する。②国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、必要に応じて修正を加える。 ○内容: ①平素からの備えや予防②武力攻撃事態等への対処	随時(愛知県国民保護計画に基づく)
8	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市業務継続計画(BCP)【地震対策計画】	-	平成26年3月(令和4年3月改訂)	永年	○目的: 大地震の発生時において、市民の生命、生活や社会経済活動に支障を生じさせないよう、迅速かつ確かな応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保することを目的とする。 ○性格: 地域防災計画で定められた本市の取り組むべき事項を実施するための細部計画として、応急対策等の詳細な手順書を定めるとともに、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための計画。 ○内容: 災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、災害時においても実施すべき「非常時優先業務」としてを選定し、実施する体制を確保するために、事前に資源(職員、庁舎、資機材等)の確保・配分や対策を進める。	-
9	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市業務継続計画(BCP)【新型コロナウイルス編】	一宮市新型コロナウイルス等対策行動計画(平成21年10月策定)	令和3年2月(令和3年12月改訂)	永年	○目的: 新型コロナウイルス感染症の国内流行を想定し、「市民の生命と健康を守り、市民生活と社会機能を維持すること」を最優先課題として、感染拡大防止策の実施と必要な市民サービスを維持することを目的とする。 ○性格: 必要な行政サービスを維持し重要業務の中断を防ぐために策定するもので、あらかじめ継続する重要業務の絞り込みを行い、業務の継続や早期の復旧に必要な対応策等の基本的な事項について定める。 ○内容: ①重要・優先業務を継続させる。【継続業務】人命に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な重要・優先業務等についてのみを継続業務として位置づけ、ほぼ通常どおりの業務を継続する。 ②通常業務を縮小し、一部の業務を中断する。【中断業務】新型コロナウイルスの応急対策や継続業務を行うため、新型コロナウイルスの流行規模等に応じ、重要・優先業務以外の通常業務を縮小し、一部の業務を中断・停止する。	-
10	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市地域強靱化計画	強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条	令和2年6月策定	永年	○目的: 大規模自然災害等に備えるための施策を総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進する。 ○性格: 国の国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画との調和や連携を図るとともに市政の基本方針である一宮市総合計画との整合を図りながら、一宮市地域防災計画等の一宮市における国土強靱化に関する様々な分野の計画等の指針となるもの。 ○内容: 地域特性や想定される被害を踏まえ、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にする。 ①地域特性等 ②強靱化の基本的な考え方 ③強靱化の現状と課題(脆弱性評価) ④推進すべき施策 ⑤計画推進の方策	-
11	総合政策部 危機管理課 (28-8959) 市民健康部 保健予防課 (52-3854)	一宮市新型コロナウイルス等対策行動計画 市民健康部保健予防課	新型コロナウイルス等対策特別措置法	平成21年10月策定 修正(令和3年10月)	永年	○目的: 新型コロナウイルス等が大流行した場合の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻にいたさせないために、市として実施すべき基本的な方針を定め、発生時に冷静かつ適切な対応ができるようにすることを目的とする。 ○性格: ①新型コロナウイルス等の発生・流行時に想定される状況を念頭に置きながら、計画の策定・周知を行う。②市民の生命、身体及び社会・経済機能を守るため、関係機関と連携協力し、的確かつ迅速に対応する。③国及び愛知県の動向を見据えながら、随時行動計画を見直す。 ○内容: ①各発生段階の設定。②各発生段階における「実施体制」「情報提供・共有」「まん延防止」「予防接種」「医療」「市民生活及び市民経済の安定の確保」の実施計画。	-
12	総合政策部 危機管理課 (28-8959) 市民健康部 保健予防課 (52-3854)	一宮市業務継続計画(新型コロナウイルス等編)	一宮市新型コロナウイルス等対策行動計画(平成21年10月策定)	平成22年7月策定 修正(令和3年12月)	永年	○目的: 国の行動計画が想定している強毒性のインフルエンザを前提とした新型コロナウイルス等の国内流行を想定し、「市民の生命と健康を守り、市民生活と社会機能を維持すること」を最優先課題として、感染拡大防止策の実施と必要な市民サービスを維持することを目的とする。 ○性格: 必要な行政サービスを維持し重要業務の中断を防ぐために策定するもので、あらかじめ継続する重要業務の絞り込みを行い、業務の継続や早期の復旧に必要な対応策等の基本的な事項について定める。 ○内容: ①重要・優先業務を継続させる。【継続業務】人命に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な重要・優先業務等についてのみを継続業務として位置づけ、ほぼ通常どおりの業務を継続する。 ②通常業務を縮小し、一部の業務を中断する。【中断業務】新型コロナウイルス等応急対策や継続業務を行うため、新型コロナウイルス等の流行規模等に応じ、重要・優先業務以外の通常業務を縮小し、一部の業務を中断・停止する。	-

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概要	変更・修正の時期
13	総務部 デジタル推進室 (28-8670)	一宮市官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法第9条第3項(平成28年法律第103号)	令和3年3月 令和4年2月改定	永年	○目的 官民データ活用の推進を図るとともに、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。 ○性格 官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づき市町村の努力義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となるものであり、かつDX推進計画を含むものである。 ○内容 一宮市官民データ活用推進計画において定義した5つの基本的な方針に従い個別の取組を行う。 ①行政手続オンライン原則化に係る取組 ②オープンデータの推進に係る取組 ③マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組 ④デジタルデバインド 是正に係る取組 ⑤行政デジタル化に係る取組	随時
14	総務部 行政課 (28-8956)	一宮市行財政改革大綱	-	令和3年3月	令和3年～5年度	○目的: 一宮市として取り組むべき行財政改革を示すために策定する。 ○性格: 行財政改革に取り組む姿勢を示すとともに、重点課題に基づいて各課(公所)の具体的な取組事項を掲載するもの。 ○内容 基本理念:これまで取り組んできた人員や歳出削減を中心とする「量の改革」、そして、人と予算の効率性を高めた上で質の高い市民サービスの提供を追求する「質の改革」という2つの改革の精神を引き継ぎながら、より一層の改革を推進する。 重点課題:①人に優しいデジタル化の推進②財政・資産の改革③人材・組織の改革④官民連携・コミュニティの強化	毎年
15	総務部 人事課 (28-8953)	一宮市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条	平成27年4月 平成28年4月改正	令和2年～6年度	○目的: 職員の仕事と子育ての両立及び地域の子育て環境の支援並びに女性職員の公務における活躍を目的として、ニーズに即した支援対策を計画的かつ着実に推進する。 ○性格: 次世代育成と女性活躍を相乗的かつ効果的に推進するため設置された一宮市行動計画策定・実施委員会において、毎年度、計画の実施状況を把握し、各種取組がこれらの支援対策として効果があったかを、PDCAサイクルにより点検・評価し、その後の対策や計画の見直し等に反映させる。 ○内容: 特定事業主が共同して取り組む数値目標及び任命権者ごとに取り組む数値目標をそれぞれ設定し、その目標達成に向けて、令和6年度までに次に掲げる取組を実施する。 ① 女性職員の採用及び登用に関するもの(女性活躍推進法関係) ② 職員の勤務環境に関するもの(次世代法・女性活躍推進法関係) ③ その他の取組(次世代法・女性活躍推進法関係)	-
16	総務部 人事課 (28-8953)	一宮市障害者活躍推進計画 一宮市監査事務局障害者活躍推進計画 一宮市議会事務局障害者活躍推進計画 一宮市教育委員会障害者活躍推進計画 一宮市病院事業部障害者活躍推進計画 一宮市上下水道部障害者活躍推進計画 一宮市消防本部障害者活躍推進計画	障害者雇用促進法第7条の3第1項	令和2年3月	令和2年～6年度	○目的 障害者の雇用環境を整備し、全ての障害者がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる場の更なる拡大を目的とする。 ○内容 ・任命権者ごとに障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)を選任 ・必要に応じて、任命権者ごとに障害者職業生活相談員(障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任 ・障害者から相談があった場合は、話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる業務について検討する。 ・障害者の採用選考をする任命権者については、採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。 ・障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	-
17	財務部 財政課 (28-8960)	一宮市中長期財政計画	-	平成30年3月 令和3年3月改定	平成30年～令和4年度	○目的: 厳しい財政状況の中においても、充実した行政サービスの提供を維持していくために、抜本的かつ継続的な財政改革を実行していく必要がある。健全な財政運営を維持していくことを目的として、「第7次一宮市総合計画」の前期基本計画の平成30年度から令和4年度までの期間に合わせ策定。 ○性格: 持続可能な財政運営のため、「市債残高の圧縮」と、「財政調整基金残高の確保」を2つの柱とし、財政目標を設定。 ○内容: 目標その1 市債残高(臨時財政対策債を除く)を430億円以下に圧縮する 目標その2 財政調整基金残高25億円を確保する	計画最終年度
18	財務部 資産経営課 (28-8961)	一宮市公共施設等総合管理計画	-	平成28年11月 令和4年3月改定	平成29年～令和8年度	○目的、性格 急激な人口増加に対応するために整備した昭和50年代の施設が今後更新時期を迎え、更新等経費が増大する一方、人口減少や少子高齢化の進行により財源確保の見通しは厳しいことから、財政の健全性と施設の安全性を確保するため、公共施設等の全般的な方針を策定。 ○内容 ・施設の長寿命化を進め、80年を目途に使用 ・今後40年で現在の施設保有量から15%縮減 ・施設の統合や廃止を進める ・大規模な修繕や建替えを計画的に行う ・施設の安心・安全を守る	計画最終年度
19	財務部 資産経営課 (28-8961)	施設のあり方計画(一宮市公共施設個別施設計画)	-	令和3年3月	令和3年～8年度	○目的、性格 一宮市公共施設等総合管理計画における個別施設計画として施設を所管する各部において策定。個別の公共施設について、現状分析から今後の方針、コスト削減等を検討し、部単位で編集したもの。 ○本計画を策定している部 総合政策部、総務部、財務部、市民健康部、福祉部、子ども家庭部、環境部、活力創造部、まちづくり部、消防、教育部	随時

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概要	変更・修正の時期
20	市民健康部 保険年金課 (28-8669) 保健総務課 (72-1153) 健康支援課 (52-3858)	第2期一宮市国民健康保険データヘルス計画(含第3期一宮市特定健康診査等実施計画)	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 高齢者の医療の確保に関する法律第19条	平成30年3月	平成30年～令和5年度	○目的 一宮市の国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を実現するために、効率的かつ効果的な保健事業を展開できる保健事業計画を策定。 ○性格 保険者である一宮市国保が策定する計画であり、「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するもの。 ○内容 一宮市国保の現状分析や特定健康診査等の実施状況、健康課題、各保健事業の目標・評価指標、特定健康診査等の実施内容、実施方法など。	計画最終年度
21	市民健康部 保健総務課 (52-3851)	第2次健康日本21いちのみや計画	健康増進法第8条第2項	平成29年3月	平成29年～令和8年度	○目的: 生涯を通じてすべての市民が健康で幸せに過ごし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざすとともに、地域の支え合いや社会環境の整備により、市全体で健康づくりを推進するために策定。 ○性格: 健康増進計画として、9つの分野別に「市民のめざすべき姿」を掲げ、その達成に向けて個人・家庭、関係機関・地域等、行政がそれぞれの立場での健康づくりの取り組みを行う。 ○内容: 基本理念⇒健康づくりは幸せづくり みんなでつくる健幸のまち いちのみや 基本方針⇒①生涯を通じた健康づくり ②生活習慣の見直し ③疾病の発病予防及び重症化予防 ④社会で支える環境づくり	計画最終年度
22	市民健康部 保健総務課 (52-3851)	一宮市自殺対策行動計画	自殺対策基本法第13条第2項	平成31年3月	令和元年～5年度	○目的: 誰も自殺に追い込まれない社会の実現を目指すため、計画に基づいた取組を定めたものを策定。 ○性格: 本市における関係部署及び関係機関の役割を明確にし、誰もが悩みごとを相談しやすい体制を確立することなど、自殺死亡率の減少を目標として、計画に基づいた取組を推進する。 ○内容: 基本理念⇒「いのちを大切に、やさしさと思いやりのまち」を目指します 基本方針⇒①生きることの包括的な支援の推進 ②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 ③対応の段階に応じた対策の効果的な運動 ④啓発と実践を両輪とした推進 ⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	計画最終年度
23	市民健康部 保健衛生課 (52-3857)	令和4年度一宮市食品衛生監視指導計画	食品衛生法第24条	令和4年3月	令和4年度	○目的: 食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、本市における食の安全を確保することを目的とする。 ○性格: 食品衛生法の規定により、毎年、重点監視指導項目、施設の監視指導予定回数、食品等収去検査の項目・件数等を定めるもの。 ○内容: ①監視指導の実施体制 ②監視指導の実施に関する事項 ③食品等事業者自らが実施する衛生管理 ④関係者相互間の食品のリスクに関する情報及び意見の交換の実施 ⑤食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	毎年
24	福祉部 障害福祉課 (85-7698)	第3次一宮市障害者基本計画(含第6期一宮市障害福祉計画、第2期一宮市障害児福祉計画)	障害者基本法第11条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項 児童福祉法第33条の20第1項	令和3年3月	令和3年～令和8年度(令和3年～令和5年度)	○目的: 共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、当市における障害者のための施策に関する基本的な計画を一体的に策定。 ○性格: 障害者諸施策を横断的に体系化するとともに、より幅広い観点、長期的な観点から、促進、推進すべき施策を整理し、これを一層充実させていくことをねらいとするもの。 ○内容: 基本理念⇒だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮 重点戦略⇒①障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立②子供の健やかな育ちのための支援体制の強化③自立に向けた就労支援体制の充実 基本目標⇒①障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重②すき間のない相談支援・情報提供体制の整備③健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携④子供が自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備⑤障害のある人の雇用・就労の支援⑥地域生活を支える生活環境の充実	6年毎(3年毎)
25	福祉部 高齢福祉課 (28-9151) 介護保険課 (28-9018)	第8期一宮市高齢者福祉計画(含介護保険事業計画)～思いやりライフ21プラン～	老人福祉法第20条の8第1項 介護保険法第117条第1項	令和3年3月	令和3年～令和5年度	○目的: 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として策定。 ○性格: 「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定し、高齢者に関する政策全般にわたり基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて具体的に取り組むべき施策を定めるもの。 ○内容: 基本理念⇒「高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち」 政策目標⇒①住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり ②高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり ③介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化	計画最終年度

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概要	変更・修正の時期
26	子ども家庭部 子育て支援課 (28-9022)	第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条第1項	令和2年3月	令和2年～6年度	<p>○目的: 未来を担う一人ひとりの子どもが、健やかに成長するまちづくりをめざすために策定。</p> <p>○性格: 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供体制確保の方策を定めるとともに、子育て支援や次世代の育成についての基本的目標や方向性を明らかにする総合的な計画を掲載したもの。</p> <p>○内容: 基本理念 「一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや」 基本目標1 親と子どもの健康づくり 基本目標2 安心で楽しい子育ての推進 基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり 基本目標4 仕事と子育ての両立支援 基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実</p>	計画最終年度
27	子ども家庭部 保育課 (28-9024)	一宮市保育所等施設総合管理計画	-	平成31年3月	令和元年～10年度	<p>○目的、性格 「一宮市公共施設等総合管理計画」の個別計画として位置付け、保育園等の乳幼児施設についておおむね40年後の就学前人口や保育需要等の推計を視野に評価・分析を行い、乳幼児施設の再配置等の基本的な考え方を整理し、公立施設を中心に今後10年間の総合的な管理計画を策定</p> <p>○内容 ・今後40年で現在の施設保有量から15%縮減 ・新たな乳幼児施設の定員を確保しつつ、最終的には大規模な保育園を適正規模化 ・市内を12ブロックに分け、ブロック支援として公立の認定こども園を1～3園程度各ブロックに配置 ・公立園と私立園の役割分担を明確化 ・私立幼稚園の認定こども園への移行や公立保育園の民営化など民間活力の活用 ・施設の長寿命化を進め、80年を目途に使用することを念頭に大規模な修繕や建替えを計画的に行う</p>	計画最終年度
28	環境部 環境政策課 (45-9953)	第2次一宮市環境基本計画	環境基本法第7条 一宮市環境基本条例第8条	平成26年3月 平成31年3月修正	平成26年～令和5年度	<p>○目的: 環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境の保全に関する基本的な計画を策定。</p> <p>○性格: 一宮市の目指すべき環境像を掲げ、それを達成するための具体的な取組を主体別に明らかにしている。</p> <p>○内容: 目指すべき環境像⇒「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」 基本方針⇒①「安全で快適な生活環境」の保全を目指して ②「自然共生社会」の実現を目指して ③「循環型社会」の実現を目指して ④「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して ⑤「連携・協働社会」の実現を目指して</p>	5年毎
29	環境部 環境政策課 (45-9953)	いちのみや気候変動対策アクションプラン2030	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3、気候変動適応法第12条	令和2年3月	令和12年度(計画目標)、令和32年度(長期目標)	<p>○目的: 地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減と、将来予想される、またはすでに現れている気候変動による影響に対して取り組むための計画を策定。</p> <p>○性格: 「緩和策」と「適応策」を車の両輪の関係とし、温室効果ガス排出量の削減目標に向け、行政、市民、事業者が一体的に推進していくための具体的な取組を掲載している。</p> <p>○内容: 【温室効果ガス排出量の削減目標】 2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減 2050年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で80%削減 【気候変動対策への考え方】 ①国や愛知県と同等水準の温室効果ガス排出量の削減目標の設定 ②「緩和策」と「適応策」を両輪とした気候変動対策の推進 ③現状分析を踏まえたメリハリのある気候変動対策の推進 ④持続可能な開発目標(SDGs)達成を見据えた計画の推進</p>	5年毎
30	環境部 環境政策課 (45-9953)	一宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「第5次エコアクション一宮」	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	令和3年3月	令和3年～令和12年度	<p>○目的: 市の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策の推進の計画を策定。</p> <p>○性格: 市は市民、事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、環境への負荷を低減するための具体的な取組を明らかにしている。</p> <p>○内容: 【目標】 温室効果ガス総排出量を令和12年度に平成27年度比で24%削減 【取組項目】 ①太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入 ②グリーン購入の推進を図り、適合率100%の達成 ③タブレット端末などを利用し、ペーパーレス化の促進 ④ノーネクタイなど、施設の状況や季節に応じた服装の実施 ⑤使い捨て容器やレジ袋の削減の推進</p>	5年毎
31	環境部 廃棄物対策課 (45-5374) 施設管理課 (48-5383)	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	令和3年3月	令和3年～令和12年度	<p>○目的: 長期的・総合的な視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るために、ごみの再資源化や適正処理に関する基本的な計画を策定。</p> <p>○性格: 循環型社会形成をめざした減量目標を設定し、その実現を図るとともに適正な中間処理、最終処分を行うための方策を定めたもの。</p> <p>○内容: 基本理念⇒ 環境負荷の少ない循環を基本としたまちづくり 基本方針⇒ ①ごみの減量・資源化の推進 ②生活雑排水の処理計画 ③適正処理の推進</p>	5年毎

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概要	変更・修正の時期
32	環境部 廃棄物対策課 (45-5374)	一般廃棄物処理実施計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	毎年4月1日告示	令和4年度	○目的： 一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について実施の計画を策定。 ○性格：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則では、一般廃棄物基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があり、それに基づいて策定されるもの。 ○内容： ①ごみ処理実施計画 ②生活排水処理実施計画	毎年
33	環境部 廃棄物対策課 (45-5374)	一宮市循環型社会形成推進地域計画(第3期)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領	平成30年11月	平成31年度～令和5年度	○目的： 環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成の一環として、生活排水処理に関する地域計画を定めたもの。 ○性格： 環境省が定める、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に基づき策定するもの。 ○内容： 循環型社会形成推進のための現状と目標 ①生活排水の処理の現状 ②生活排水処理の目標	計画最終年度
34	環境部 廃棄物対策課 (45-5374) 収集業務課 (45-7004) 施設管理課 (48-5383)	一宮市災害廃棄物処理計画	災害廃棄物対策指針	平成29年7月	永年	○目的： 大規模災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれきなど)の処理を適かつ円滑に行うための基本となる計画を策定。 ○性格： 環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものであり、「一宮市地域防災計画」、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うために必要な事項を示している。 ○内容： 基本方針⇒ ①衛生的かつ迅速な処理 ②計画的な対応・処理 ③安全・環境に配慮した処理 ④分別・リサイクルの推進	—
35	活力創造部 農業振興課 農政G (28-9135)	一宮市農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項	昭和50年3月	—	○目的： 本計画は、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業生産基盤整備の計画的な実施及びその効果の維持保全並びに農業構造の改善の推進を図るため、農業振興地域における農業上の土地利用の計画化をねらいとする。 ○内容：①農用地利用計画 ②農業生産基盤の整備開発計画 ③農用地等の保全計画 ④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ⑤農業近代化施設の整備計画 ⑥農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ⑦農業従事者の安定的な就業の促進計画 ⑧生活環境施設の整備計画	随時
36	活力創造部 農業振興課 農政G (28-9136)	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法第6条第1項	平成19年4月	平成28年度～令和7年度	○目的： 地域において育成すべき「効率的・安定的な農業経営」の目標やこのような農業経営を目指して経営改善を図ろうとする農業者への支援措置などについて総合的な計画を定めたもの。 ○内容：①農業経営基盤の強化をめざして ②営農類型ごとの効率的安定的な農業経営の指標 ③農地の利用の集積に関する目標 ④農業経営基盤強化促進事業の実施 ⑤農地利用集積円滑化事業に関する事項 ⑥その他	—
37	活力創造部 図書館管理課 (72-2343)	一宮市子ども読書活動推進計画(第4次)	子どもの読書活動の推進に関する法律	令和4年3月	令和4年度～8年度	○目的： 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進する。 ○性格： 子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の進める施策の方向を明らかにしたものである。 ○内容： 基本目標 子どもたちがたくさんの本と出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るため、家庭・地域・学校等の連携により社会全体で推進するため、次の4つを基本目標とする。 1.みんなで読書 家庭・地域・学校・市図書館等での子どもの読書活動の推進 2.いつでもどこでも読書 子どもの読書環境の整備・充実 3.楽しみがひろがる読書 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 4.いつまでもつづける読書 子どもの読書活動推進体制の整備・充実	計画最終年度

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概要	変更・修正の時期
38	まちづくり部 都市計画課 都市計画・広域 事業G (28-8632)	一宮市都市計画に 関する基本的な方 針(一宮市都市計画 マスタープラン)	都市計画 法第18条 の2	令和2年6 月18日公 表	令和2年 ～12年度	○目的: 都市計画の指針として策定 ○性格: おおむね20年後の都市がめざすべき姿を展望しつつ、おおむね10年を目途としてそれを 実現していくための主な方策を明らかにした計画であり、市の上位計画である「第7次一宮 市総合計画」や「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、愛知県が定める「尾張都市計画 区域マスタープラン」等の計画に即し、一宮市の将来像や土地利用、都市施設及び市街 地開発事業に関する計画等のあり方を明らかにするもの。 ○内容: 構成⇒都市の現況と課題、全体構想、地域別構想、計画の推進方策 都市づくりの目標⇒①持続可能で安全・安心な都市構造の構築、②都市機能の集積に よる拠点の強化、③誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環 境の確保、④愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承 その他、具体の項目⇒計画フレームの設定、将来都市構造、土地利用・都市施設・市街 地開発事業・景観形成・環境形成・都市防災の計画に関する方針、 地域別のまちづくり構想等	計画最終年度
39	まちづくり部 都市計画課 都市計画・広域 事業G (28-8632)	一宮市立地適正化 計画	都市再生 特別措置 法第81条	令和元年 5月公表 令和2年6 月変更公 表	令和元年 ～22年度	○目的: コンパクト・プラス・ネットワークによる、暮らしやすい持続可能なまちづくり。 ○性格: 人口減少と少子高齢化を見据えて、医療、福祉、子育て、商業といった生活利便施設が まどまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできるエリアに居住を誘導する ことによって、持続可能な都市構造を実現するもの。 ○内容: まちづくりの方針⇒子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり ①都市機能誘導区域の設定及び誘導施策 ②居住誘導区域の設定及び誘導施策	計画中間年 (令和12年)
40	まちづくり部 地域交通課 交通政策G (28-8955)	第2次一宮市公共交 通計画	地域公共 交通の活 性化及び 再生に関 する法律	平成30年 2月	平成30年 ～令和4 年度	○目的: 過度に車に依存せず、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちをめざし、地域、交 通事業者、市が連携・協働して、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを整備す ること。 ○性格: 第1次計画で構築したネットワーク体系をもとに、幹線的バスの機能強化や交通不便地 域の解消に努めるもの。 ○内容: 基本方針 ①都市活動を支える体系的な公共交通ネットワークを整備する ②利用しやすい公共交通環境を整備する ③地域、交通事業者、市が連携して公共交通を支える ※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画 と位置付ける	計画最終年度
41	まちづくり部 地域交通課 交通政策G (28-8955)	一宮市自転車活用 推進計画	自転車活 用推進法 第9条	令和元年 12月	-	○目的: 安全で安心な自転車利用環境を創出するとともに、観光・レジャーや健康増進等に自転 車の利活用を推進するもの。 ○性格: 市の自転車施策の根幹となる計画。 ○内容: 基本方針 ①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 ②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康寿命社会の実現 ③サイクルツーリズムの推進によるレジャーと観光の発展 ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現	令和6年度
42	まちづくり部 地域交通課 安全施設G (85-7438)	一宮市道路附属物 保全計画	道路法	平成31年 3月	永年	○目的・性格: 道路附属物(道路標識・道路照明灯)の老朽化対策として長寿命化を図るため、事後的 な修繕から予防的な修繕による維持管理へ転換を図り、ライフサイクルコストの縮減を図 るとともに、安心安全な道路交通を確保する。 ○内容: ①PDCAのメンテナンスサイクルの実施 ②小規模附属物点検要領(国土交通省道路局)に基づき点検を実施する ③点検に基づき保全・修繕を実施する	-
43	まちづくり部 地域交通課 安全施設G (85-7438)	一宮市通学路交通 安全プログラム	-	平成27年 4月	永年	○目的・性格: 愛知県では交通事故者数がワースト1となっている中、交通弱者に重点をおいた対策が 求められている。近年の登下校中による児童生徒が死傷する事故も相次いで発生したこ とを受け、通学路の安全確保にむけた取り組みを推進し、持続的な対策を講じるため計画 を策定した。 ○内容: ①PDCAのメンテナンスサイクルの実施し、毎年通学路の点検を実施する。 ②一宮市通学路安全推進会議を設置し、対策内容の検討や効果検証を実施して通学 路の改善や充実を図る。 ③通学路カラー塗装や歩道設置の工事などを実施。	-
44	まちづくり部 公園緑地課 整備G (28-8635)	一宮市緑の基本計 画	都市緑地 法第4条	令和2年6 月	令和2年 ～令和12 年度	○目的: 緑地の保全・活用及び緑地空間の創出・利用を推進し、一宮市の緑を継承するために 策定。 ○性格: 一宮市の持つ環境資源を活かした、「水と緑の環境づくり」を進めていくための方針を 掲載したもの。 ○内容: 基本理念⇒「水と緑で人がつながる 心ふれあう 一宮」 基本方針⇒「いのちを紡ぐ緑のまちづくり」、「暮らしを織りなす緑のまちづくり」、 「ともに育てる緑のまちづくり」	計画最終年度
45	まちづくり部 公園緑地課 緑化・景観G (28-8636)	一宮市景観基本計 画	-	平成21年 6月18日 告示	-	○目的: 都市景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針。 ○性格: 平成16年の景観法の成立や、平成17年の市町村合併により、木曾川との一体性が高 まったこと、美濃路ははじめ数多くの歴史的、自然的資源豊かな地域のひろがりを持つに 至ったこと等、大きな変化が生じたため、平成6年策定の「一宮市都市景観基本計画」の 改訂を行ったもの。 ○内容: 構成⇒景観形成の基本目標、ゾーン別・骨格別・地域別の景観形成方針 景観形成のためにめざすべき5つの基本施策の目標⇒ ①中核都市としての中心性・彩りにぎわい・顔のある景観づくり ②木曾川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった「ふるさとと軸」となる景観づくり ③さまざまな歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくり ④住みやすく働きやすい環境を支える景観づくり ⑤身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくり	-

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概要	変更・修正の時期
46	まちづくり部 公園緑地課 緑化・景観G (28-8636)	一宮市景観計画	景観法第8条	令和3年4月1日告示	令和3年度～令和12年度	○目的: 良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する計画 ○性格: 「一宮市景観基本計画」で示された本市の景観に関する基本的な方向性を基に、令和3年の中核市移行に合わせ、景観法に基づく計画を策定したものの。 ○内容: 基本理念「木曾川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮」 ①景観形成ゾーンや、ゾーン別の形態・意匠・色彩などの景観形成基準の設定 ②一定規模以上の建築物や工作物等についての届出義務の設定 ③景観重点候補地区の位置づけ ④景観重要建造物、景観重要樹木及び景観重要公共施設の指定の方針 ⑤屋外広告物の行為の制限に関する方針 ⑥景観形成の推進や施策管理の方法	計画最終年度
47	建設部 住宅政策課 対策G (85-7010)	一宮市建築物耐震改修促進計画(改定版)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	平成25年2月 平成28年5月一部改定 令和3年3月一部改定 令和4年3月改定	平成25年～令和12年度	○目的: 建築物の耐震化を促進することによって市民の生命や財産を守るために策定。 ○性格: 建築物の耐震化の実施に関する目標を定めるとともに、計画的に取り組むための具体的方針を定め、本市における地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止する。 ○内容: ①計画の基本的事項 ②耐震化促進の基本的な方策 ③住宅の耐震化促進 ④住宅以外の耐震化促進	計画最終年度
48	建設部 住宅政策課 対策G (85-7010)	一宮市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	平成29年3月 令和4年3月一部改定	平成29年～令和8年度	○目的: 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するために策定。 ○性格: 空家化の予防・発生抑制、空家等・跡地等の利活用の促進、行政・地域・専門家団体等が連携・協働して空家等対策を総合的に推進する。 ○内容: 基本目標⇒空家を「つむぎ」暮らししたくなるまち いちのみや 基本方針⇒①空家等の適切な管理の促進 ②空家等の利活用の促進 ③空家等に関して適切な措置の実施	計画最終年度
49	建設部 住宅政策課 居住支援G (85-7011)	一宮市住宅マスタープラン	住生活基本法	平成25年3月	平成25年～令和4年度	○目的: 市の住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定。 ○性格: 国及び県の「住生活基本計画」を受けて、市の実情を踏まえ、上位計画・関連計画との整合を図り、各種施策の総合的な実施により住宅・宅地整備の推進を図る。 ○内容: 基本テーマ⇒「住み続けたいまち・住んでみたいまち・人々が生き生きと暮らせるまち」 基本目標⇒①安全・安心の住まい・まちをつくる ②さまざまな世代が生き生きと暮らす住まい・まちをつくる ③人と環境にやさしい、歩いて暮らせる住まい・まちをつくる ④一宮らしさをもった個性豊かな住まい・まちをつくる ⑤住まい・まちづくりの情報を発信する	-
50	建設部 住宅政策課 居住支援G (85-7011)	一宮市公営住宅等長寿命化計画	-	平成31年2月	令和元年～10年度	○目的、性格 今後の市営住宅を中長期的な視点から、建物の長寿命化及び再編・集約化による適切な管理運営を実施するため計画を策定。 ○内容 ・需要推計から、中長期での市営住宅の必要戸数を目標管理戸数として設定 ・既存市営住宅を需要度、効率性、利便性の観点から、将来にわたり必要性の高い住宅を判定 ・住宅の再編・集約化等により、今後30年で市営住宅管理戸数を20%縮減 ・既存市営住宅を長く使うために、計画的な改修、修繕を実施	-
51	建設部 維持課 橋梁保全G (85-7534)	一宮市橋梁保全計画	-	令和4年3月	令和4年～令和8年度	○目的: 橋梁の長寿命化や橋梁の維持修繕費のライフサイクルコスト削減を図るために策定。 ○性格: 橋梁管理の基本方針を定め、点検結果に基づき、計画的に修繕を行うことを定めたもの。 ○内容: ・管理橋梁の状況 ・基本方針(予防保全に向けて) 橋梁管理の基本方針 PDCAサイクルとメンテナンスサイクル ・点検 点検方法と診断 ・修繕 修繕の基本方針 対策の優先順位 予防保全型修繕の取り組み状況 ・点検・修繕の実施状況・結果	毎年
52	建設部 維持課 橋梁保全G (85-7534)	一宮市横断歩道橋保全計画	道路法	令和4年3月	令和4年～令和8年度	○目的・性格: 横断歩道橋の老朽化対策として長寿命化を図るため、事後的な修繕から予防的な修繕による維持管理へ転換を図り、ライフサイクルコストの削減を図るとともに、安心安全な道路交通を確保する。 ○内容: ①PDCAのメンテナンスサイクルの実施 ②歩道橋定期点検要領(国土交通省道路局)に基づき5年に1度の点検を実施する ③点検に基づき保全・修繕を実施する	-

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概要	変更・修正の時期
53	建設部 道路課 舗装G (28-8640)	一宮市舗装管理計画	-	平成29年 9月	策定から 5年	○目的: 道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト削減を図るために策定。 ○性格: 舗装管理の基本方針を定め、管理基準に基づき、計画的に修繕を行うことを定めたもの。 ○内容: ・舗装の状況 ・舗装の維持管理の基本的な考え方 舗装管理の基本方針 管理基準 ・対策の優先順位(実施計画の方針)	-
54	建設部 道路課 街路G (28-9144)	一宮市無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律第8条第2項	令和元年 12月	令和元年 ～10年度	○目的: 総合的かつ計画的な道路の無電柱化の推進を図るため策定。 ○性格: 災害防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から、無電柱化の推進に関する基本的な方針及び目標を定めたもの。 ○内容: ・無電柱化の意義と目的 ・無電柱化の現状 無電柱化の整備手法 本市における無電柱化の現状 ・無電柱化の推進に関する基本的な方針 ・計画の期間 ・無電柱化の推進に関する目標 ・無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	計画最終年度
55	建設部 治水課 (28-8642)	一宮市総合治水計画(改訂版)	-	平成25年 9月	策定から 30年間	○目的: 効率・効果的な治水対策の推進を図る。 ○性格: ほぼ平坦という地形的な条件や近年の降雨状況、市街化の進展による保水力の低下など様々な要因による浸水被害に対して、河川等対策、流域対策及び浸水被害軽減対策を含めた総合的な治水計画を掲載。 ○内容: ・総合治水対策の体系 ・近年の主な浸水被害 ・治水施設の現況把握 ・整備計画 ①重点地区の選定 ②目標設定 ③重点対策の内容	-
56	教育部 学校教育課 (85-7073)	一宮市学校教育推進プラン	-	令和2年3 月	令和2年 ～5年度	○目的: 学校は「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」の育成と、これからの社会を生き抜く「未来に生きる力」の育成、「信頼される学校づくり」が求められている。教育委員会はこの要請にこたえ、実現するために策定。 ○性格: プラン実現のために、「めざす子ども像」を設定し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」「未来に生きる力」の育成、「信頼される学校づくり」について、それぞれ視点や数値目標を定めたもの。 ○内容: ①めざす子ども像 「知・徳・体をもとに、課題解決に向かう『未来を拓く子ども』」 ②めざす子ども像を実現するための5つのプラン ・確かな学力育成プラン ・豊かな心育成プラン ・健やかなからだ育成プラン ・未来に生きる力育成プラン ・信頼される学校づくりプラン	毎年
57	教育部 学校給食課 (28-8650)	一宮市学校給食共同調理場整備基本計画	-	平成31年 2月	平成30年 ～令和10 年度	○目的: 一宮地区の共同調理場の老朽化に伴い、HACCP(高度な衛生管理手法の国際標準)の概念を取り入れ、最新の学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき、安全・安心な学校給食を調理し提供できるよう、新たな共同調理場を整備運営するために策定。 ○性格: 一宮地区の新たな共同調理場の規模(提供食数)や整備水準の条件等を定めたもの。 ○内容: ①本市の共同調理場等の現状 ②新たな共同調理場の提供食数 ③新たな共同調理場の建設地 ④新たな共同調理場の整備条件 ⑤総括と今後の進め方	-
58	教育部 学校給食課 (28-8650)	(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営計画	-	平成31年 2月	平成31年 度～令和 6年度	○目的: 新たに整備することとした3つの共同調理場のうち、1つ目の共同調理場((仮称)一宮市第1共同調理場)について、諸条件を定めるために策定。 ○性格: (仮称)一宮市第1共同調理場の建設地、整備内容、維持管理・運営内容を定めたもの。 ○内容: ①建設地 ②整備内容 ③維持管理・運営内容 ④今後の進め方	-

各課で保有する各種計画等の概要一覧（令和3年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠 法令等	策定時期	計画期間	概要	変更・修正 の時期
59	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	一宮市公共下水道 事業計画	下水道法 第4条第1 項	令和4年2 月	大正15年 ～令和7 年度	汚水： 予定処理区域 東部処理区 合流式 251 ha 分流式 989 ha 小計 1,240 ha 西部処理区 合流式 289 ha 分流式 157 ha 小計 446 ha 合計 1,686 ha 計画人口 東部処理区 合流式 16,650 人 分流式 54,780 人 小計 71,430 人 西部処理区 合流式 21,620 人 分流式 3,870 人 小計 25,490 人 合計 96,920 人 処理施設 東部浄化センター、西部浄化センター ポンプ施設 柳戸ポンプ場、平和ポンプ場、観音寺ポンプ場、常願通ポンプ場、飯倉ポンプ場、木曾川ポンプ場 雨水： 予定排水区域 合流式 540 ha 分流式 826 ha 合計 1,366 ha ポンプ施設 柳戸ポンプ場、多加木ポンプ場 貯留施設 北園通留槽	計画最終年度
60	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	五条川右岸流域関 連一宮市公共下水 道事業計画	下水道法 第4条第1 項	令和4年2 月	平成5年 ～令和7 年度	汚水： 予定処理区域 分流式 705 ha 計画人口 分流式 26,790 人	計画最終年度
61	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	日光川上流流域関 連一宮市公共下水 道事業計画	下水道法 第4条第1 項	令和4年2 月	平成2年 ～令和7 年度	汚水： 予定処理区域 分流式 2,805 ha 計画人口 分流式 163,880 人 雨水： 予定排水区域 分流式 203 ha ポンプ施設 三条ポンプ場、小僧ポンプ場 貯留施設 小僧調整池	計画最終年度
62	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	一宮市水道事業計 画	水道法第 6条第1項	令和3年3 月	令和2年 ～令和12 年度	給水区域 一宮市全域 計画給水人口 385,000 人 計画最大給水量 130,000 m ³ /日	随時